

## 10 公害・廃棄物・環境保全関係

### (2) 廃棄物

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	廃棄物の減量化及びリサイクルの推進のため、地域における資源循環型経済社会の構築を目指すモデル事業として、地方公共団体と民間企業とが連携し、ペットボトルや家電製品等のリサイクル関連施設整備等を実施するエコタウン事業等を支援する。		逐次実施		(経済産業省、環境省) 現在までに全国20地域におけるエコタウンプランを承認するとともに、これらのプランに基づいて実施される廃棄物処理・リサイクル施設の整備等に対して支援を行うことにより、ゴミゼロ型の地域社会(=資源循環型経済社会)の構築を目指すエコタウン事業を推進しているところである。	

### (3) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
リサイクル品の法的認知	環境ラベル等について、ISOにおける国際的な議論を踏まえ、検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。	(検討)	一部措置 済 11年9月 29日	(逐次改善)	(環境省) 製品のライフサイクル全体を考慮した環境基準を策定するなど、エコマークの認定基準をISOの環境ラベルの規格に沿って順次改定を進めている。	